

平成24年(ワ)第213号、平成25年(ワ)第131号、同第252号
福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 早川篤雄 外353名

被 告 東京電力株式会社

準 備 書 面 (18)

(市民団体による地震・津波対策の申入れを無視してきた東京電力)

2014(平成26)年10月8日

福島地方裁判所いわき支部民事部(合議1係) 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小野寺利孝



同 広田次男



同 鈴木堯博



同 清水洋代



同 米倉勉代



同 笹山尚人代



同 渡辺淑彦代



目 次

第1	本書面の目的	3
1	市民団体が地震・津波対策の必要性をくり返し指摘してきたこと	3
2	被告が津波による冷却機能喪失の可能性を認識していたこと	3
3	本書面の目的	4
第2	市民団体による津波・地震対策の必要性についての警鐘	4
1	被告及び国・福島県への原発立地に向けた動き	4
2	第二原発の設置に反対する市民運動の立ち上がり	7
(1)	早川の公害問題へのかかわりのきっかけ	7
(2)	公聴会の実施	8
(3)	住民団体の結成	9
(4)	福島第二原発設置許可処分取消訴訟（甲A116）	9
3	チェルノブイリ原発事故と全国連絡センターの設立	10
4	市民団体による被告との直接交渉	10
(1)	被告と住民の直接交渉の始まり	10
(2)	チリ津波級の原発への影響	12
5	「津波評価技術」を元にした交渉で明らかになった事実	12
(1)	「津波評価技術」に関する1年にわたる交渉	12
(2)	初めての書面による回答と津波による浸水の可能性	14
(3)	被告は海水ポンプが使用不能になることを想定していた	15
(4)	判明した事実に基づく申し入れと被告の対応	16
6	最新の知見に基づく説明を行わなかったこと	17
第3	津波による冷却機能喪失の可能性についての被告の認識	18

第1 本書面の目的

1 市民団体が地震・津波対策の必要性をくり返し指摘してきたこと

原告らが居住する福島県浜通り地域には、本件事故以前から、本件事故のような原発の過酷事故を回避するため、何度も被告に対して地震・津波対策を探るよう警告し、申入れを行ってきた市民団体がある。

その一つが、1973（昭和48）年に結成された「原発の安全性を求める福島県連絡会」（結成時は「原発、火発反対福島県連絡会」、その後「原発反対福島連絡会」、さらに、東日本大震災後に「原発問題福島県民連絡会」と改称、以下、時期を問わず「原発県連」という。）であり、1987（昭和62）年から原告早川篤雄（平成24年（ワ）第213号事件、原告番号1-1、以下「早川」という。）が代表を務め、1991（平成3）年からは、伊東達也（平成25年（ワ）第46号事件、原告番号117、以下「伊東」という。）が副代表に就任している。

また、1987（昭和62）年12月には、原発県連も参加して原発問題住民運動全国連絡センター（以下「原住連」という。）が結成された。早川は、発足以来その代表幹事を努めており、2005（平成17）年からは、伊東が筆頭代表委員を務めるに至った。

これら二つの市民団体を中心として、本件各訴訟の原告の一部をも含む本件事故の被害者らは、本件事故以前から、被告に対して地震・津波に対する原発の安全性を確保するよう要求し、申し入れを行い定期的な交渉を行っていた。特に原発県連は、下記に詳しく述べるとおり、被告との交渉及び交渉によって得られた資料に基づき、津波により原発が過酷事故に見舞われる可能性をきわめて具体的に指摘し、抜本的な対策を求めてきたのである。

2 被告が津波による冷却機能喪失の可能性を認識していたこと

被告は、原発県連との交渉において、福島第一原発及び第二原発の津波水位を予測し、これと海水ポンプの発動機据付レベルないし渦流吸込レベルとの関係を示し

た文書を作成し、交付した（甲A119）。「最新の評価手法による津波水位について」と題するこの書面を元にした交渉の結果、被告は、引き潮により海水ポンプが吸入不能となる事態、及び、高潮により海水ポンプが水没する事態を想定していることを明らかにした。しかも、被告の示した数値によれば、土木学会の「津波評価技術」に基づき想定されるチリ津波級の津波の水位をわずかでも上回れば、直ちに海水ポンプの水没など冷却機能が喪失する事態に至る。被告は、津波によって冷却機能が喪失し、過酷事故に至る可能性を、具体的に認識していたものといえる。

3 本書面の目的

以上のとおり、本書面では、本件各訴訟の原告の一部をも含む福島県浜通り地域の市民が、被告に対して福島原発の地震・津波による危険性を具体的に指摘し、警告を繰り返してきた事実を明らかにし、同時に、市民団体との交渉過程において、被告がチリ津波級の津波をわずかでも上回る規模の津波によって冷却機能が喪失し、過酷事故に至る可能性を具体的に認識していたことを主張する。

本書面は、本件事故をもたらす程度の地震・津波に関する被告の知見に関する原告らの従来の主張を補充し、被告の過失責任を明らかにするとともに、再三にわたる具体的な警告にもかかわらず聞く耳を持たなかつた姿勢を明らかにすることで、その悪質性を主張するものである。

第2 市民団体による津波・地震対策の必要性についての警鐘

1 被告及び国の福島県への原発立地に向けた動き

1971（昭和46）年3月26日、東京電力福島第一原発1号機の営業運転が開始された。

被告は、1960（昭和35）年6月、福島県大熊・双葉両町に原発建設地を確保する方針を決定した。そして、1964（昭和39）年11月30日、福島第一原発（大熊町、双葉町）の建設計画を発表し、1967（昭和42）年4月、1号

機の建設に着手した。被告は、この時すでに、楢葉町・富岡町での福島第二原発の建設を計画し、東北電力も浪江町・小高町に原発の建設を計画していた。

そして、第二原発と東北電力浪江・小高原発、計3地点を合わせた「双葉原子力地帯開発計画」作りが始められ、1968（昭和42）年3月29日、「財団法人国土計画協会」が『双葉原子力地区の開発ビジョン』（甲A104）として発表した。その「まえがき」には、「福島県企画開発部の依頼により、原子力地区としての双葉地区の将来の開発ビジョンを研究したものである」とある。その調査委員会のメンバーとしては、松田達夫早稲田大学教授を委員長に、審議委員4名、調査委員6名で構成されていた。審議委員の4名の中には、東京電力・東北電力から1名ずつ入っている。調査委員には、建設省から3名、通産省から1名、日本原子力研究所から1名入っている。

『ビジョン』には、「まえがき」で、「双葉地区は～廉価な土地資源に恵まれ～この恵まれた土地資源に目をつけたのが将来のわが国のエネルギーの源泉を原子力に求めようとしている電力業界である」と記載されており、「原子力地区としての立地条件」では、たとえば「一般的にいって、現状における原子力発電所の立地条件というのを整理してみれば、周辺地域大都市がなく人口密度の低い地域であること」などと述べられている。また、「地区適正作業の開発計画」では、「一般に発電事業の関連産業というものは - 原子力発電に限らず - 極めて考えにくいものである」とか「将来何か関連産業として、この地域の特殊事情を併せ考えて、燃料再処理工場とのその関連工場をあげることができよう」とか「この双葉地区を原子力地区としての立地条件の面からみれば、人口密度が低いこと～などから、わが国においても原子力発電所の立地条件に恵まれた地域に属している」などと、原発の立地条件と立地後に予測される問題まで、随所に端的に述べられていた。

しかし、この『ビジョン』が双葉郡の各町村住民や県民に公表され、説明されることはないかった。それどころか、第一原発、第二原発、東北電力の浪江・小高原発、広野火力発電のときも地権者にさえ秘密にされ、各町議会でそれぞれ誘致が決議さ

れた。

このような『ビジョン』作りがされている一方で、第二原発建築予定地とされた楓葉町では、1967（昭和42）年11月22日、「先行投資について」という議題（甲A105、甲A106）で、議会全員協議会を開催していた。その全員協議会要旨で、先行投資について、町長は、「県から呼ばれた秘密的な会合で、工場誘致するには先行投資が必要で、具体的には（原発の）土地買収ということである。（同年の）12月の県議会に知事が発表して了解を求めるため地元の盛り上がりが必要だ」と説明し、議長は、『地域開発には地元の熱意がなければだめだ。仮に工場を誘致する場合にしても町長がハッキリ出来ないところもあると思うので何の工場を持ってくるかは一応伏せておいた方がよいと思う』と述べ、休議後、議長が「休議中のお話の結果・・・（に）御異議ないか。異議なしの声多数。」と述べている（括弧内は引用者）。

そして、1968（昭和43）年1月4日、第二原発の誘致の公式発表がされた。この公式発表に先立ち、福島民報は1月1日の一面の大半を使って、「知事と両電力社長・新春座談会」と銘打って、木村守江知事、木川田一隆被告社長（当時）、平井寛一郎東北電力社長の新春座談会をスクープ的に報道した。この座談会で木川田社長は、「絶対安全ですよ。万一の事故がないようにする。」「関連産業はザコでなく大きなものを選択しなければだめですよ。」と語っている。「ザコでなく大きなもの」とは『ビジョン』の報告にある再処理工場のことである。

双葉郡の住民も県民も、相双地区にこのような原子力基地計画が進められていることなどは誰も知らず、3日後の1月4日、知事は第二原発の誘致を発表した。しかし、この知事の発表でも、新春座談会でも、『ビジョン』のこと、誘致のいきさつのことは何ひとつ触れられなかつた。

そして、被告は、1月22日、第二原発地点開発計画を発表し、1969（昭和44）年4月25日第二原発設置を発表した。富岡町の地権者は買収に強固に反対していたが、1970（昭和45）年8月25日、知事が現地に乗り込んで切り崩

し、翌1971（昭和46）年3月19日、知事の特別配慮金だとする1億円を上積みして決着させられた。

このように、被告は、国と共同して、急進的に原発誘致を強行したのである。

2 第二原発の設置に反対する市民運動の立ち上がり

（1）早川の公害問題へのかかわりのきっかけ

1971（昭和46）年3月26日、第一原発1号機が営業運転を開始した、その日の夜、広野町議会が被告の火力発電所の誘致を決議したことが翌27日の新聞で報道された。

この火力発電の誘致決議も、そのような動きのあることは地権者にも住民にも全く知らされていなかった。火力発電所誘致の決定に対しては、その発表とほぼ同時に地権者と町民の反対運動が起つた。当時、津地裁四日市支部で三菱化成など6社の共同不法行為が認定されるなど、四日市ぜんそくの患者らの被害が大きく報道されていたからである。また、小名浜臨海工業地帯でも亜硫酸ガス公害が大問題になっていた。

これらの事情から、広野町火発による公害は隣町である早川の住む檜葉町の住民にとっても大きな問題であった。

そこで、1972（昭和47）年2月11日、130名の町民で「公害から檜葉町を守る町民の会」（略称「町民の会」）が結成された。そして、4月23日に、町民の会は火発と原発の公害を知る講演会を開催した（甲A107）。当時、亜硫酸ガス公害問題で全国的に有名だった通産省工業技術院東京工業試験所の主任研究員の天谷和夫を火力発電所の亜硫酸ガス公害についての講師、原子力研究所の労働組合の福田雅明を環境放射線の講師として、講演を行なった。

早川は、この時の講演会で火発・原発の公害を知り、「原発の事故は絶対に起こしてはならない」こと、それを防ぐには住民運動以外にないことを学んだ。

(2) 公聴会の実施

学習会を重ねるごとに、住民の会は、火発よりも、むしろ原発のほうが将来的には大問題だということ気がつき始め、原発反対運動を重大な問題と捉え始めた。

当時、日本科学者会議の福島支部の事務局が福島大学にあり、福島大学の教授が中心になって、原発問題に取り組んでいた。福島大学の科学者会議の教授陣は、福島県の原発は、福島県だけの問題ではなく、東北全体の問題になっていくという位置づけで、翌年1973（昭和48）年の2月3日、いわき市小名浜で地域開発と公害というシンポジウムを行った。

また、原子力研究所の副主任研究員だった中島篤之助や、東京大学の安斎育郎などが、住民の会に対して学習会などを開催した。そのような経緯を経て、早川ら住民の会にも原発の危険性がはっきりと認識された。そのため、住民の会は、第二原発について公聴会の開催を求めるることとした。公聴会の開催を要求するためには、町民の署名を集める必要があったため、早川らは署名収集に取り組んだ。そのとき、住民の会は、公聴会の開催だけでなく、原発建設の中止の要求も盛り込んで署名を集め、当時5500人前後の権葉の有権者のうち、2200人分の署名の収集を達成した。

4月3日、住民の会は署名を提出した。その1か月後の5月3日に原子力委員会が公聴会を開催するという要項を発表した。

公聴会の開催は、1973（昭和48）年の9月18日、19日の2日間であった。その公聴会での陳述希望者は1404人、傍聴者希望者は1万6158人であったが、陳情に当選したのが42人、傍聴に当選したのが420人であった。公聴会の開催を求めた住民の会の陳述希望者は60人であったが、結局陳情に当選したのは、15人であった。残りの27人は、いずれも設置賛成派であった。早川たち住民の会は、60人の陳述希望者のうち、15人しか認められなかったため、安斎育郎が中心となり、60人全体の意見を「60人の証言」（甲A109）としてまとめ提出した。公聴会の開催後、原子力安全委員会は、「第二原子力発電

所公聴会に関する検討結果説明書」を発表した（甲A110）。ところが、その内容は、住民の会の反対意見を全く考慮しないものであった。

（3）住民団体の結成

1973（昭和48）年9月9日、公聴会の開催をきっかけとして、「安全性の確認が得られず、住民の意思をも無視し、地域開発にも結びつかない、原発・火発に反対する」ということを「申し合わせ」として、「原発、火発反対福島県連絡会」が結成された。「原発、火発反対福島県連絡会」の事務局は、福島市と、原発立地の現地である相双地域におかれたが、早川は、そのうち、現地事務局長という役職を担った。そして、1987（昭和62）年頃、早川は「原発、火発反対福島県連絡会」の代表となった。

その後、広野町火力発電所は、深刻な公害問題には発展しなかったため、早川らは、火力発電所についての反対運動よりも原発に対する反対運動に力を入れることになり、1989（平成元）年7月25日に、「原発反対福島連絡会」（略称は「原発県連」）と改称した。

原発県連は、機関誌を発行しており、後に提起する福島第二発電所の設置許可取消訴訟の裁判の進行や、事故が起こった時にその事故の内容や原因の解説などを掲載して、会員に配布している（甲A115）。

（4）福島第二原発設置許可処分取消訴訟（甲A116）

1974（昭和49）年4月30日、当時の首相であった田中角栄は、福島第二原発の設置許可処分を下した。早川を中心とした原発県連のメンバーであった411人が、この設置許可処分に対して、審査請求を行った。

翌1975（昭和50）年、原発県連は、福島第二原発設置許可取消訴訟を提起することを決定した。同年1月7日、早川を中心とした原告404人で提訴したのが、福島第二原発設置許可取消訴訟（福島地方裁判所昭和50年（行ウ）第1号）である。このとき、早川らは、第二原発の取消を求めて、第一原発の危険性をも訴えるということを意図していた。この訴訟で国側が主張したのは、

「原告らの主張は、危惧懸念の範疇に属する」というものであった。

1984（昭和59）年7月28日、福島地裁は、請求棄却の判決を下した。その間の1979（昭和54）年3月28日にスリーマイル原発事故が発生した。早川らは、直ちに控訴し、1990（平成2）年3月20日、仙台高裁は、控訴棄却の判決を下した。その間の1986（昭和61）年4月26日に、チェルノブイル事故が起こっている。そして、1992（平成4）年10月29日、最高裁が上告棄却の決定を下している。これらの判決は、上記スリーマイル事故、チェルノブイリ事故で明らかになった原発の危険性や教訓を、一切考慮していなかった。

3 チェルノブイリ原発事故と全国連絡センターの設立

1986年のチェルノブイリの原発事故をきっかけに、全国の原発反対の住民運動が結集されることになり、1987（昭和62）年12月13日、福島県の団体と、四国の伊方原発の団体を中心として、原住連が結成された。これは、全国各地の組織がまとまって連帯して情報を共有し、様々に学習・交流することで、電力会社や政府と交渉することを目的にした全国の原発組織の全国連絡センターであり、原発県連も参加した。当時、原発県連の代表であった早川は、代表として、その結成式に参加した。そして、早川は、発足以来、今もなお代表幹事の1人を務めている。

原住連が作成し、配布している機関誌が「げんぱつ」（甲A117、甲A118）である。これにも、原住連や原発県連が行った交渉の内容や、申し入れ書を掲載したり、原発の安全性の問題などについての情報を発信している。

4 市民団体による被告との直接交渉

（1）被告と住民の直接交渉の始まり

1973（昭和48）年6月25日、福島第一原発1号機において、放射性廃

液くみ上げ中に、原子炉建屋外に放射性廃液が漏れるという事故が発生した（甲 A 1 1 1）。当時の所長である榎本譲は、事故発生日の夜中に、汚染された原子炉建屋外の土をはぎ取って、その後、県に通報し、6月26日、県は立ち入り調査を行った。早川らの市民団体は、新聞報道で事故の内容を知り、抗議に行き、事情の説明を求めた。それに対して、榎本は、「魔が差しました」と答えた。これをきっかけとして、被告と市民団体の間の直接交渉が始まった。

第一原発及び第二原発では、運転開始後、数多くの事故が発生し、その事故を隠し、またデータを捏造するなどの繰り返しで、それらはますます悪質化し、常態化していた。

1989（平成元）年1月1日、第二原発3号機の原子炉再循環ポンプが破損しているという事故が発生していた。原子炉再循環ポンプは、中性子の速度を制御しているものであり、1988（昭和63）年12月から中性子速高というトラブルが観測されており、破損が生じていたことは細心の注意を払って点検をしていればわかったものである。しかし、そのような点検を怠ったために、被告は、1989（平成元）年1月1日まで破損を解明できなかった。しかも、被告は、第二原発3号機の定期点検が同月7日に控えていたために、1月1日の警報や5日～6日の警報を無視して運転を続けていた。早川らは、この事故を、同年2月12日の新聞の折込広告（甲A111）で知り、国会議員団と共に、2月23日に資料の開示を求めて、再循環ポンプの振動数のグラフ（甲A112）を入手するに至った。それによって、破損が1月1日に生じていたことが判明したのである。

こうした事故が発覚するたびに、原発県連は、被告に対して抗議に赴き、事故の原因の説明要求と、抜本定な対策の要求を行った。1995（平成7）年の阪神・淡路大震災後は、地震を主要なテーマにした交渉も持つようになった。

原発県連は、2002（平成14）年6月25日、県に対し、欠陥のある原発を廃止し、震災を想定した対策の要望を申し入れた（甲A113）。さらに、同様

の申入れを8月29日にも行った（甲A114）。そして、まさにその当日、29件もの事故隠しが発覚した。原発県連の申入れを受け付けた際には、おくびにも出さなかつたにもかかわらずである。

原発県連は、原子力安全・保安院に対し、9月4日付で直ちに申し入れを行い、この事態についての反省を求めるとともに対応について回答を求め、第三者機関による徹底的かつ総合的な解明を要求するなどした（甲A131）。しかし、被告は、言葉だけは反省の弁を述べるもの、原発県連が求めていた第三者機関による解明はすべて拒否した。

（2）チリ津波級の原発への影響

2002（平成14）年の9月7日と8日、原住連の女川集会が行われた。早川らは、女川原発が設置に際してチリ津波を考慮しているということを知った。そこで、その後に行われた東北電力関係者を交えた2・3号機公開ヒアリングにおいて、住民が、津波対策が万全であるかどうかについて、東北電力の関係者に問い合わせた。すなわち、チリ津波級の津波が生じた場合、引き潮時には冷却水を取水することが出来ず、冷却系が機能しなくなるのではないかということを追及したのである。それに対して、東北電力の職員が取水できなくなる可能性を認めため、早川らは、福島第一原発でも同様の現象が生じるのではないかと考えるに至った。これ以後、津波に対する安全性に焦点を当てた交渉を行う契機となる。

5 「津波評価技術」を元にした交渉で明らかになった事実

（1）「津波評価技術」に関する1年にわたる交渉

早川や伊東は、財団法人土木学会の「原子力発電所の津波評価技術」（以下「津波評価技術」という。）に基づく試算結果等を元にした被告との交渉を踏まえて、福島原発がチリ津波級の津波にすら耐えられないことを確信するに至る。

原告ら準備書面（8）第3以下で指摘した「津波評価技術」は、2002（平成14）年2月に発行された。「（土木学会原子力土木委員会）津波評価部会の1

年半にわたる活動の成果をとりまとめたもの」で、「これまで培ってきた津波の波源や数値計算に関する知見を集大成して、原子力発電所の設計津波水位の標準的な設定方法を提案したもの」とされる。「本成果が、原子力発電所の耐津波設計はもとより、国、電力、社会の各方面で活用され、安全性向上と安心感の醸成に貢献できることを念ずる」とされている（甲A42の1「津波評価技術」1頁）。

もっとも、社会的な活用を念ずる土木学会の期待に反して、「津波評価技術」が一般に広く公開されることはなかった。早川や伊東がその存在を知るのは、発行された翌年の2003（平成15）年のことである。前記のとおり、原発県連による被告との交渉は、2002（平成14）年にも定期的に行われていたが、そのなかで被告が、新しくできた「津波評価技術」に言及することはなかった。

「津波評価技術」を入手した早川や伊東をはじめとする原発県連、原住連のメンバーは、自主的な研究を踏まえ、これに基づく被告との交渉を開始することとした。原発県連は、2004（平成16）年から、どのような津波が想定されるのか、もし想定より高い津波が来たらどうするのか、引き潮があればどうするのかといったことを中心に、約1年にわたって被告との交渉を行った。

被告は、原発県連との交渉において決して書類を示して説明することがない。早川や伊東らが何度も資料を求めて、決して書類を出すことはせず、事前に申し入れた書面に記した事項に限って口頭で答えるだけで、書面に記していないことに対しては、たとえ密接に関連する事柄であっても説明しないという態度であった。交渉内容には専門的な事項も含まれるため、早川や伊東は、被告の回答を得てそれを理解し、何が明らかになって、何が隠されているのかを検討するために時間を要し、ようやく疑問点が明らかになり次の交渉で質問を投げかける、というやりとりを余儀なくされた。

交渉の場に出席していたのは、被告の広報課の職員である。早川や伊東が技術的なことを尋ねると、「技術陣がこう言っている」と説明するのみで、技術陣の出席を求めてついに出席することはなかった。こうしたこともあり、一つひとつ

明らかにするためには、約1年という大変な時間を要した。

(2) 初めての書面による回答と津波による浸水の可能性

早川や伊東による粘り強い交渉の結果、驚くべきことが明らかになった。それは、チリ津波級の津波によって福島原発の海水ポンプが吸い込みできなくなったり、水没したりするポンプが数多くあるという事実である。

2005（平成17）年2月2日、早川らは、福島原発がチリ津波級の津波が到来したときに、機器冷却用海水設備が機能しなくなり、事故が生じるおそれがあるのではないかと考え、被告に対して口頭で、この点に関する交渉を申し入れを行った。申し入れの趣旨は、「機器冷却系海水設備がチリ津波級の引き潮時に機能しないことを承知しておきながら、運転を強行していることは断じて許されない」、「女川原発が海水の取水確保工事をしたように、対策を早急に確立するべきである」というものであった。早川や伊東は、被告にこれらを一覧にして示すよう求めた。

2005（平成17）年2月16日、早川のもとに、被告から1枚のファクスが送信された（甲A119）。「最新の評価手法による津波水位について」と題するこのペーパーは、被告が早川らとの交渉で初めて示した書面である。

これによれば、たとえば第一原発1号機で言えば、水位下降側で非常用ポンプ渦流吸込レベルは最高でO. P. -2. 3 mとあり、「評価値」であるO. P. -3. 5 mよりも高くなっている。その「備考」欄には、「水位下降の際にはポンプの損傷を防ぐため、ポンプの停止操作を行う。」とあり、ポンプを停止した後、冷却材である海水の取水をどのように行うのかについては明らかでない。しかし、少なくとも海水の取水ができなくなる事態を前提としていることはうかがえる。

一方、水位上昇側で見ると、第一原発1号機の電動機の据付レベルはO. P. +5. 6 mとされ、「評価値」のO. P. +5. 4 mと比べるとわずか20cmの余裕しかない。5号機や6号機は、それぞれ据付レベルと評価値が同じ値である。さらに、第二原発の1～4号機は、いずれも据付レベルがO. P. +4. 2 mで

あるが、「評価値」は、1，2号機でO. P. + 5. 1 m、3，4号機でO. P. + 5. 2 mと、いずれも評価値が据付レベルを上回っている。この点について「備考」欄には、「水位上昇の際にも、ポンプは水密性を有する建屋内に設置されているため、安全性に問題はない。」と記されているが、水位の高さだけを見れば、津波の影響で水没するポンプがあるということについて、初めて書面で確認することができた。

(3) 被告は海水ポンプが使用不能になることを想定していた

被告が示した上記の表に基づくその後の交渉において、原発県連はさらに疑問点を解消するために様々な指摘を行った。同年3月15日には、新たに各プランのポンプ名称、その台数、設置目的、ポンプ呑み込みレベル、取水量を一覧にした表も示された(甲A132)。

原発県連は、この間の交渉を踏まえて、福島第一原発及び第二原発の津波に対する安全性に関して判明した事実を、一覧表にまとめ、被告に確認させることとした(甲A120)。この表から明らかなどおり、引き潮時には、第一原発の「原子炉補機冷却用」「非常用ディーゼル発電機(冷却用のこと)」「格納容器冷却用」の各海水ポンプは、ほとんどが使用不可能となることが判明した。被告の説明によっても、生き残るのは格納容器冷却用のわずか2台に過ぎない。また、高潮時に水没する可能性がある海水ポンプがあることも明らかになった。被告によれば、第一原発6号機の14台のポンプは、20cm水没するとされ、そのため2002(平成14)年にかさ上げしたという。また、第二原発についてはすべての海水ポンプが1mも水没するとしているが、建屋が水密性を有しているから大丈夫であると説明した。しかし、水密性がどの程度のものであるかの説明はなく、後に原発県連が建屋の見学を求めた際にも、「テロ対策」という名目で見学を認めなかつた。なお、第二原発では海水ポンプの建屋を水密化したとしながら、第一原発では水密化をしたという説明はなく、その予定があるという話もなかつた。

(4) 判明した事実に基づく申し入れと被告の対応

こうした経過を踏まえて、原発県連は、同年5月10日、被告勝俣社長（当時）宛の「チリ津波級の引き潮、高潮時に耐えられない東電福島原発の抜本的対策を求める申入書」を提出した（甲A121）。この申入書は、「げんぱつ」にも掲載されている（甲A122）。

その後の交渉で被告は、原発県連の要求に対して文書による回答を拒否し、口頭で次のように回答した。すなわち、「引き潮（水位下降）の際にはポンプの損傷を防ぐため、ポンプの停止操作を行う。なお、原子炉圧力抑制室などに貯水しているので、津波で海水が取水できなくとも大丈夫であり、また、水没する可能性のある第一原発6号機についてはすでに20センチメートルのかさ上げ工事で対処済み、第二原発は全てのポンプが水密性を有する建屋内に設置されていることから安全性に問題はない。」というものである。

原発県連は、「そのような小手先の対策では承伏できない、チリ津波より少しでも大きな津波に襲われたら対応できないのは明らかだ、根本的対策をとる必要がある」等として、抜本的な対策をとるよう交渉でくり返し求めた。しかし被告は、「すでに対策をとっており、心配にはおよびません」と、聞く耳を持たなかつた。

2007（平成19）年7月、新潟県中越沖地震によって被告の柏崎刈羽原発が被災した。地震による原発の被災は世界で初めてのことであった。早川や伊東は、ことの重大性を感じ取り、同月に原発県連をはじめ3団体で申し入れを行い（甲A123）、同年7月24日、勝俣恒久社長宛に申入書を提出した。この申入書の中でも、早川や伊東は、チリ津波級の津波が発生したときに、福島原発は高潮、引き潮に対応できないことが明白であると重ねて主張し、抜本対策をとるよう要求した。

さらに12月には、被告の東京本社まで出かけ、勝俣恒久社長（当時）宛に申し入れ書（甲A124）を提出した。申し入れの内容は、中越沖地震によって、これまでの断層判断の問題点が浮き彫りになったので、福島原発周辺の、陸域調

査や海域調査をもう一度徹底して行なうこと、さらに、再三にわたり、チリ津波級の津波が福島第一原発に到来したときには、引き潮、高潮時に機器冷却用海水の取水機能が機能しなくなることは明らかなので、抜本対策をとることであった。

原発県連は、申し入れ書の第4項で、次のように指摘した。すなわち、「津波に対する対策についてもかねてから問題提起してきましたが、社団法人土木学会が2002年2月にまとめた『原子力発電所の津波技術評価』に照らし合わせても、福島原発の場合、現状のままでは、チリ津波級によって発生が想定される引き潮、高潮に対応できないことが明白です。チリ津波は1960年のことであり、このことは、本来、東電は承知のはずであり、福島第一原発、第二原発の建設・運転に当たって、当然、対策が措置されるべきものでした。ところが、福島原発はこれらの欠陥を放置したまま、建設・運転されているばかりか、私たちの何度もわたる抜本的対策の求めにも関わらず、いまだ放置されたままになっています。」とするものである。

しかし、ここでも被告は、抜本対策をとる必要はないと申し入れを拒否し続け、聞く耳を持たなかった。そればかりか、前記のとおり原発県連が第一原発の海側にある海水取水ポンプと第二原発の水密性のあるポンプ建屋の視察を申し入れると、「テロ対策」を理由に、「絶対にできない」と述べ、どんなに要求しても拒否し続けたのである。

原発県連は、上記申し入れ書を提出した際、被告の上層部などにこの文書を必ず届けるよう求めた。しかし、文書が上層部に届けられることはなかった。原発県連による警告は、事実上無視されたのである。

6 最新の知見に基づく説明を行わなかったこと

「津波評価技術」に基づく原発県連による交渉が行われていた間、津波に関しては、「津波評価技術」のみならず、文部科学省地震調査研究推進本部による「長期評価」（2002〔平成14〕年7月）が出されたり、溢水勉強会（2006〔平成1

8] 年) が行われたりしている。しかし、被告が原発県連との交渉において、これらの研究成果によって得られた知見があることを知らせることはなく、原発県連が地震や津波に対する安全性の確保を度々要求しても、そうした調査や研究が行われていることすら説明することはなかった。

第3 津波による冷却機能喪失の可能性についての被告の認識

上記のとおり、被告は、少なくとも 2005 (平成 17) 年の時点において、チリ津波級の津波をわずかでも上回る規模の津波が福島第一原発を襲った場合、引き潮時には各海水ポンプのほとんどが使用不可能となること、高潮時には水没する可能性がある海水ポンプがあることを認識していた。

各海水ポンプは、その用途に応じて「原子炉補機冷却用」から「非常用ディーゼル発電機（冷却用のこと）」、「格納容器冷却用」まで複数ある。このうち非常用ディーゼル発電機冷却用についていえば、これが機能を喪失することにより非常用ディーゼル発電機が機能を失い、過酷事故の際に直ちに深刻な事態に進展する危険をはらんでいる。

本件事故においても、空冷式の非常用ディーゼル発電機が設置されていた福島第一原発 6 号機については機能喪失を免れたが、加水冷却式の非常用ディーゼル発電機はすべて機能を失った（甲 A 7 大前研一「原発再稼働 最後の条件」、86 頁。なお、第一原発 2 号機及び 4 号機は、海水冷却式と空冷式が各 1 台設置されていたが、いずれも機能を喪失している。）。また、被告が原発県連との交渉で説明してきたところおり、第二原発の海水ポンプは、いずれも水密性のある海水熱交換器建屋内に設置されていた。O. P. + 4 m 版上にむき出しに海水ポンプを設置していた第一原発各号機とは格段の違いがある（甲 A 7, 30~31, 48~49 頁）。

ところが、原発県連からの指摘を受けた被告の対応は、極めて不十分なものである。被告は、引き潮時に取水不能となるポンプがあることを認めながら、ポンプの損傷を防ぐためにポンプを停止し、原子炉圧力抑制室内の貯水を利用して時間を稼

ぐというのであるが、これは短時間の電源喪失しか想定しないものである。海水ポンプの運転が可能な状況に回復しなければ、数時間のうちに（被告の試算では、2時間の取水困難を前提として、貯水により8時間冷却機能を確保するというものにすぎない。甲A120）、冷却材を喪失し、冷却機能を喪失する。また、水没する可能性のある第一原発6号機についてはすでに20センチメートルのかさ上げ工事で対処済みというが、これは想定される津波高さをわずかでも超える津波が襲来した場合には危険が生じることを前提としている。第二原発で水密化した建屋内に海水ポンプを設置することとしたのであれば、なぜ第一原発では同様の措置を講じないのかについて、被告は沈黙している。

以上を踏まえると、被告は、原発県連の指摘も踏まえて、チリ津波級の津波をわずかでも上回る規模の津波が福島第一原発の敷地を襲った場合には、海水ポンプが機能を喪失し、冷却機能が失われて過酷事故に至る可能性があることを十分に認識していたというべきである。被告が原発県連等による再三にわたる具体的な警告にもかかわらず聞く耳を持たなかつた姿勢は、極めて悪質である。

以上

送付書

〒970-8026 いわき市平字八幡小路41

福島地方裁判所いわき支部 民事部第1係 御中 (0246-22-1328)

〒104-0061 東京都中央区銀座1-7-6 河合ビル7階

銀座ファースト法律事務所

被告訴訟代理人 弁護士 田中 清 先生 (03-3538-1022)

2014年10月8日

原告ら訴訟代理人

弁護士 深井剛志

TEL03-3580-5311 FAX03-3592-1207



事件番号 平成24年(ワ)第213号 損害賠償請求事件

原告 早川 篤雄 外38名

被告 東京電力株式会社

証拠は大部に亘るため、後日郵送いたします。

1. 準備書面 (18) 19枚

以上

受領書

福島地方裁判所いわき支部 民事部合議係 御中 (0246-22-1328)

原告訴訟代理人 弁護士 深井剛志 行 (03-3592-1207)

上記書類を受領いたしました。

2014年 月 日

訴訟代理人